

富洲原中だより

富洲原中学校通信 No.17



令和7年7月7日

「育つ権利」って何だろう？

この富洲原中だよりは、配付するときに教室で一緒に読んでください。

配付期間: 7月7日(月)～7月11日(金)

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の第4条から第6条を紹介します。
下はユニセフのホームページにある、子ども向けに書かれた条文です。

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

ここまでふりかえってみると、第1条から第5条は、子どもの人権を守るための枠組みや考え方を示していました。具体的な子どもの人権は、第6条で初めて2つ示されています。それが、生きる権利と育つ権利です。

ちなみに第6条の正式な条文は次のとおりです。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

「育つ権利」とは？

「育つ」つまり「発達する」とは、人が年齢とともに心や体、考え方、感じ方、行動のしかたなどが成長していくことを意味します。例えば…

- ・ 体の変化：身長が伸びたり、声変わりしたりするなど、体が大人に近づく。
- ・ 心の成長：自分の気持ちをうまく言えるようになったり、人の気持ちを想像できるようになる。
- ・ 考える力の発達：物事をいろいろな角度から考えられるようになったり、「これって正しいのかな？」と自分で考えるようになる。
- ・ 社会とのかかわり：友だちや家族、先生など、まわりの人とよりよい関係を築く力が育つ。

などです。みなさんには自分自身を最大限に発達させる権利があるのです。

学校は「育ち」の場

「育つ権利」に関連して、子どもの権利条約に「教育を受ける権利」があります。そして教育を受ける場所の一つが学校です。

教育や学校に関する条文（ユニセフ版）を、下に掲載しておきます。

この富洲原中だよりは、人権について考えるものです。
人権について考えるシリーズは、これからも発行していく予定です。
ご意見がありましたら、校長までお寄せください。

第 28 条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

この富洲原中だよりの翻訳版は学校ホームページに掲載しています。QRコードからご覧ください。

The translated version of this Tomisuhara Junior High School newsletter is available on the school website. Please access it via the QR code.

La versión traducida de este boletín de la Escuela Secundaria Tomisuhara está disponible en el sitio web de la escuela. Por favor, acceda a ella a través del código QR.

यो टोमिसुहारा माध्यमिक विद्यालयको समाचारपत्रको अनुवादित संस्करण विद्यालयको वेबसाइटमा उपलब्ध छ। कृपया QR कोडमार्फत हेर्नुहोस्।

Phiên bản dịch của bản tin Trường Trung học Cơ sở Tomisuhara được đăng trên trang web của trường. Vui lòng truy cập thông qua mã QR.

富洲原中学校ホームページ <http://www.yokkaichi.ed.jp/~tomisu/cms2/htdocs/>

「学年・学校からのお知らせ」を選んでください。

